

## 議員発議案第4号

### 地方公共交通維持のための財政支援の拡充を求める意見書

バスをはじめとする公共交通は、国民生活及び社会機能・都市機能の維持に不可欠な基盤であると同時に、最低限の日常生活を送るための移動の保障に欠かせない重要な産業である。そのため、国の法制度として、交通政策基本法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等が制定され、地域公共交通を維持するための制度が少しずつ充実しつつある。

公共交通事業者は、コロナ禍においても大規模な減便・運休をせず社会を支えてきたが、輸送人員が大幅に減少し、事業の存続に関わる大きな打撃を受けている。

地域の公共交通の廃止や縮小に十分な歯止めはかからず、また、気象災害を受けて運行停止となる鉄道路線もあり、交通事業者の企業努力も限界に達している。

人口減少・少子高齢化の進展、限界集落やいわゆる「買物弱者」の増加など地域コミュニティの崩壊、地球温暖化など環境問題への対応など、公共交通の果たすべき役割はますます重要になっており、公共交通に対する公的補助は、交通事業者の経営の問題よりも持続可能な地域政策として、拡充が求められている。

よって国においては、地方公共交通の維持・拡充のため、財政支援措置を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿